

岸和田市都市景観賞選考委員会要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、岸和田市都市景観表彰実施要領第9条から13条の規定に基づき、岸和田市都市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 選考委員会は6名で組織し、別表のとおり構成する。

第3条 選考委員会には委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 選考委員会の事務局はまちづくり推進部都市計画課におく。

（任務）

第5条 表彰対象を審査、選考し、岸和田市景観審議会に推薦するため、選考委員会を設置する。

（所掌事項）

第6条 選考委員会は前条の任務を遂行するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 一般公募部門の募集方法の検討
- (2) 審査基準及び選考方法の検討
- (3) 調査及び選考
- (4) 市長への選考結果の報告及び表彰候補者の推薦
- (5) その他選考に関すること

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は令和4年5月 日から施行する。

（要領の失効）

1 この要領は令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（別表）岸和田市都市景観賞選考委員

| | |
|------------------------------|--------|
| 岸和田市環境デザイン委員会委員及び岸和田市景観審議会委員 | 今西 純一 |
| 岸和田市景観審議会委員 | 大野 朋子 |
| 岸和田市景観審議会委員 | 竹田 和真 |
| 岸和田市景観審議会委員 | 堀田 祐三子 |
| 岸和田市環境デザイン委員会委員 | 吉本 光繪 |
| 岸和田市環境デザイン委員会委員長 | 柳原 崇男 |

（敬称略 五十音順）